

平成28年度保育所事業計画書

1. 施設の概要

緑ヶ丘保育所

名 称	緑ヶ丘保育所
所 在 地	島根県益田市高津八丁目12番7号
経営主体	社会福祉法人わかくさ福祉会
入所定員	80名
職 員 数	23名（嘱託医含む）

わかくさ保育園

名 称	わかくさ保育園
所 在 地	島根県益田市上黒谷町526-5
経営主体	社会福祉法人わかくさ福祉会
入所定員	20名
職 員 数	10名（嘱託医含む）

2. 保育理念

子ども一人一人を大切にし、園児、地域の子どもたちの健やかな成長を願い、それぞれの家庭への子育て援助と成長の喜びを共感していく。

3. 保育目標

- 恵まれた自然環境の中で、四季を通じて自然に触れてあそび、様々なものに興味・関心をもち発見、感動、喜び、たのしいと思う心を育てる。また、健康な体づくりをする。
- 養育の生き届いた環境の中で様々な欲求を満たし、情緒の安定を図り、自己を十分発揮できる環境を整える。
- 集団の中で、がまんする力、他人を思いやる気持ちを育て、一人一人の発達に応じて自分でできることは自分でするように見守る。
- 保育者は、子ども一人一人をやさしい心で見守り、やさしく思いやりのある子に育てる。

4. 保育内容

- (1) 通常保育（保育短時間を含む）
- (2) 特別保育

- ①一時的保育 ②延長保育 ③障害児保育（緑ヶ丘保育所）
 ④地域活動事業 ⑤学童保育（わかくさ保育園）

保育内容は、0～5歳児までの身体的・精神的発達段階を踏まえて大きな「保育計画」を立て、その計画に沿って「年齢別年間カリキュラム」「月間・週間カリキュラム」を立て環境を整え、子どもが主体性をもって活動できるような保育を行う。

保育時間（ ）はわかくさ保育園

平 日	7：15～18：15 (7：30～18：30)	延 長	18：15～19：15 (18：30～19：30)
土 曜 日	7：15～18：15 (7：30～18：30)	延 長	18：15～19：15 (18：30～19：30)

尚、土曜日午後の保育については、希望者の保育となります。

保育短時間 8：30～16：30（月～土）

6. 給 食

3歳未満児（0．1．2歳）

昼 食：毎日完全給食

おやつ：9時30分（牛乳半本とお菓子又はくだもの）

3時（脱脂粉乳と手作りおやつ又はお菓子）の2回

3歳以上児（3．4．5歳）

昼 食：各自食事量に合わせて主食のみ持参する。昼食はご飯（止むを得ずパンにする時は、食パン）とする。

おやつ：3時に1回（脱脂粉乳と手作りおやつ又はお菓子）

* 給食献立については、毎月プリントで知らせる。

又、その日の献立を玄関のガラスケースに展示する。

アレルギー食の実施 保護者から聞き取り、主治医の指導により実施する。

7. 休園日

祝祭日・日曜日・振替休日・*盆休み・*年末年始休み・*3月31日（新年度準備）

*印の休園日は希望者があれば希望保育を実施する。

8. 主な年間行事

4月 … 入園式・父母の会総会

5月 … 親子遠足・健康診断

6月 … 歯科検診・園外保育

- 7月 … 七夕会・プール開き・夕涼み会
- 8月 … 市民プール利用・海水浴
- 9月 … 運動会（緑ヶ丘保育所）
- 10月 … 運動会（わかくさ保育園）・園外保育・芋掘り
- 11月 … 健康診断
- 12月 … お遊戯会（わかくさ保育園）お餅つき会
- 1月 … どんど焼き（緑ヶ丘保育所）・鏡開き 生活発表会（緑ヶ丘保育所）
- 2月 … 豆まき
- 3月 … ひなまつり会・お別れ会・卒園式・終了式
- ※ 毎月誕生会・身体測定・避難訓練を実施
- ※ 7月の夕涼み会には、地区民・未就園児・卒園児・保護者等を招いて行う。
- ※ 12月のお餅つき会には、在園児の祖父母・地域のお年寄りの援助をいただき行う。
- ※ その他わかくさ保育園では毎月1回お弁当日を実施。緑ヶ丘保育所では地域で実施される子育て応援イベント等への参加。

9. 入所児童想定数（H28.2 想定）

緑ヶ丘保育所													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳児	3	3	3	4	5	6	6	6	6	7	7	7	63
1～2歳児	27	31	31	31	32	32	32	32	32	33	33	33	379
3歳児	17	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	237
4～5歳児	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	431
計	82	90	90	91	93	94	94	94	94	96	96	96	1,110

わかくさ保育園													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳児	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
1～2歳児	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	36
3歳児	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	36
4～5歳児	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	114
計	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16	198

10. 職員編成表

緑ヶ丘保育所

職名	氏名	職名	氏名
所長	新田千恵子	保育士	椋美栄子
主任保育士	永田洋子	同	岡崎祐美子
保育士	稲岡裕子	同	大賀定子
同	小川こずえ	同	岡崎丘香
同	山本紘子	同	(募集中)
同	能地恵	調理員	大賀裕子
同	齊藤希恵	同	川本周子
同	加部紀子	事務員	岡崎正信
同	福場典子	同	西坂壽恵
同	竹内幸	嘱託医	中島匡博
同	赤石和美	同	小村克徳
同	高杉君恵		

わかくさ保育園

職名	氏名	職名	氏名
園長	須山信光	保育士	竹田昌子
副園長	岡崎聡子	同	雪野良子
主任保育士	原由貴枝	調理員	豊田菜萌
保育士	青木明子	嘱託医	岩本正敬
同	豊田美智枝	同	大庭康裕

10. その他

(1) 災害対策（火災・水害・地震）

- ・毎月計画的に避難訓練を実施し、災害の発生時の避難が安全かつ円滑に行えるよう心がける。特に火災については年1回消防署の指導のもと訓練を行う。
- ・緑ヶ丘保育所は、海岸から近い立地のため、特に津波に対する避難が円滑に行なえるよう、避難車・救急用品・備蓄食糧の整備を引き続き行ない、訓練を実施する。
- ・わかくさ保育園は、土砂災害の危険地域に近いいため、マニュアルに従い避難経路の確認と避難の訓練を実施する。

(2) 施設等の整備

- ・塩害や老朽化による遊具等の塗装等による保全、あるいは更新を行う。
- ・緑ヶ丘保育所は将来の園舎改築に向けて、資金を積み立てる。

(3) わかくさ保育園は平成30年度より緑ヶ丘保育所の分園に移行する。

平成28年度事業計画書

サービスの種類（通所介護事業） （兼介護予防通所介護事業） 事業所名（デイサービスセンター共楽苑）

1 事業の内容

（基本方針）

介護保険法に規定される「通所介護事業」「介護予防通所介護事業」を、利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要支援・要介護状態になることの予防に資するため、その目標を設定し、計画的に行なう。

また、自ら提供する通所介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

（具体的方針）

- (1) 通所介護計画・介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行なう。
- (2) 通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- (3) 通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なう。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、相談援助等の生活相談、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供し、認知症状態にある要支援要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを行なう。
- (5) 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- (6) 介護報酬請求業務については、コンピューターによる管理並びに請求を行なう。
- (7) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務については、円滑かつ迅速に対応できるよう共同体制を整える。

2 従業員等の予定人員

- (1) 管理者 1名（兼務あり）
- (2) 生活相談員 1名（兼務あり）
- (3) 看護職員 2名（機能訓練指導員兼務 非常勤職員含む）
- (4) 介護職員 6名（兼務、非常勤職員含む）
- (5) 調理員 3名（うち2名は非常勤）
- (6) 事務員 1名（介護職員等 兼務）
- (7) 運転手 2名（うち1名嘱託、1名非常勤）

3 利用者の推定数

通常の事業の実施地域及び近隣各地域からの利用

益田市等 1日約13～16名程度（小規模型）

定員は20名まで

介護保険外利用の受入れ（特定高齢者・団体）も可能とする。

週に6日の営業

平成28年度事業計画書

サービスの種類（訪問介護事業）

（兼介護予防訪問介護事業）

事業所名（デイサービスセンター共楽苑）

1 事業の内容

（基本方針）

介護保険法に規定される「訪問介護事業」「介護予防訪問介護事業」を、利用者の要支援要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要支援要介護状態になることの予防に資するため、その目標を設定し、計画的に行う。

また、自ら提供する訪問介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

（具体的方針）

- （1）訪問介護計画・介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行なう。
- （2）訪問介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- （3）訪問介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なう。特に登録ヘルパーの質の向上を図る。
- （4）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行なう。
- （5）居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- （6）介護報酬請求業務については、コンピューターによる管理並びに請求を行なう。
- （7）利用者からの相談・苦情処理に関する業務については、円滑かつ迅速に対応できるよう共同体制を整える。

2 従業員等の予定人員

- （1）管理者 1名（兼務）
- （2）サービス提供責任者 1名（訪問介護員兼務）
- （3）訪問介護員 8名（常勤専従2名、兼務や非常勤7名程度）

3 利用者の推定数

通常の事業の実施地域及び近隣からの利用 益田市等 約25名

4 その他

・自動車運送事業

共楽苑の利用者限定の特定旅客自動車運送事業を違った形にできるか検討してみる。

利用者に対して通院等の便宜を図る等、サービスの質の向上を図る。

・介護保険外ヘルパーの受入れ

介護保険のきかない家事手伝いや、外回りの掃除等の「介護保険外ヘルパー派遣事業」を実施する

平成28年度事業計画書

サービスの種類（訪問入浴介護事業）

（兼介護予防訪問入浴介護事業）

事業所名（デイサービスセンター 共楽苑）

1 事業の内容

（基本方針）

介護保険法の理念に基づき、同法に規定される「訪問入浴介護事業」「介護予防訪問入浴介護事業」を、利用者の要支援要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、及び身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、その目標を設定し、計画的に行なう。

また、自ら提供する訪問入浴介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

（具体的方針）

- （1）訪問入浴介護計画・介護予防訪問入浴介護計画に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、利用者がその居宅において日常生活を営むのに必要な援助を訪問入浴を通じて行なう。
- （2）訪問入浴介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- （3）訪問入浴介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行なう。
- （4）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その特性に対応したサービスを行なう。
- （5）訪問入浴介護の提供にあたっては、1回の訪問につき、看護職員1名、介護職員2名をもって行なうものとし、介護職員のうち1名を当該サービスの提供責任者とする。また、介護予防訪問入浴介護においては、看護職員1名、介護職員1名をもって行なうことが出来るものとする。
- （1）訪問入浴介護の提供にあたっては、サービスの提供に用いる設備、備品、器具、その他の用品のしように際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体等に接する設備、備品、器具、その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
- （4）居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- （5）介護報酬請求業務については、コンピューターによる管理並びに請求を行なう。
- （6）利用者からの相談・苦情処理に関する業務については、円滑かつ迅速に対応できるよう共同体制を整える。

2 従業員等の予定人員

- （1）管 理 者 1名（兼務）
- （2）看 護 職 員 2名（非常勤含む）
- （3）介 護 職 員 2名（非常勤含む）

3 利用者の推定数

通常の事業の実施地域及び近隣からの利用 益田市・萩市 約10名（1ヶ月）

平成28年度事業計画書

サービスの種類（居宅介護支援事業）

事業所名（デイサービスセンター共楽苑）

1 事業の内容

介護保険法に規定される「居宅介護支援事業」を、下記の業務を通じて適切に実施する。

- (1) 要介護者（家族等）からの居宅サービス計画作成依頼に対する適切な相談対応
 - ・相談者の希望を明確に把握し、適切な助言・相談を行なう。
- (2) 課題分析の実施（アセスメント）
 - ・訪問等により、利用者・家族の状況、状態を的確に把握する。
- (3) 居宅サービス計画原案作成
 - ・利用者の心身の状況や環境等に応じて、また利用者・家族の意向等を基に原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議
 - ・利用者・家族、各サービス提供者等と協力し、情報や検討すべき課題を持ち寄り会議を行なう。
- (5) 居宅サービス計画確定
 - ・利用者・家族、各サービス提供者等との調整の上、決定する。
- (6) 居宅サービス計画に基づくサービスの実施
 - ・事前に評価の基準やケアのチェックリストを作成し、実施調整を行なう。
- (7) サービス実施状況等の継続的な把握・評価（モニタリング）
 - ・サービス提供者との連携を密にとり、実施状況等の把握・評価を行なう。
- (8) 給付管理業務
- (9) 再課題分析
 - ・実施後、計画と実行結果を比較検討し、サービス計画に変更が必要な時は、再度会議を行なう。
- (10) 介護報酬請求業務
 - ・コンピュータによる管理・請求
- (11) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務
 - ・円滑かつ迅速に苦情の対応を行なう。また、サービス担当者会議でもその内容を報告し、必要に応じて対応方法を決定する。

2 従業員等の予定人員

- (1) 管理者 1名（兼務）
- (2) 介護支援専門員 2名

3 利用者の推定数

通常の事業実施地域及び近隣からの利用（要介護者数に換算して）70名

4 その他

社会福祉士の資格を生かし後見業務を始める。（後見報酬が発生する）。